

■ は じ め に

作業療法士は、常に最高水準の知識と技術・技能を保つことが社会的に求められています。このためには、学術的研鑽を積極的、継続的に行い、専門性をより高める努力が極めて重要です。

日本作業療法士協会は、協会員の学術的研鑽を支援し、作業療法の専門性を向上させるため、「生涯教育制度」を構築しました。協会員が、この制度を活用し、知識と技術・技能を向上させ、よりよい作業療法を社会に提供するとともに、人格の陶冶を目指すことを期待します。

一般社団法人 日本作業療法士協会
教育部生涯教育委員会

■ 生涯教育制度の目的と経緯

一般社団法人日本作業療法士協会（以下、協会）では、作業療法士の質の向上を目的として、平成15年度に現行の「生涯教育制度」を創設した。また、翌平成16年度には、協会初の資格認定制度である「認定作業療法士制度」を創設、平成21年度からは「専門作業療法士制度」を始動した。

平成20年度の改定では、専門作業療法士制度に合わせて改変を行った。

現職者共通研修は、卒前教育の復習と水準の担保を目的とした内容から臨床実践に必要な基礎能力向上を主眼とした内容に変更した。現職者選択研修は多様な視点を持ち、複数領域への対応が可能な作業療法士としての基本的な視点を養うために1領域から2領域必修に変更した。

また、認定作業療法士制度については、取得の意義の明確化と取得・更新者の増加を促進するとともに、研修内容を再検討し整備した。

専門作業療法士制度については、認定作業療法士である者のうち、特定の分野において「高度かつ専門的な実践能力」を有する者を専門作業療法士として認めることとした。

専門作業療法士制度の詳細については、協会ホームページ等で参照いただきたい。

平成25年度改定は、協会員が生涯にわたり学習を継続しやすくしたこと、および認定作業療法士制度、専門作業療法士制度において、社会的承認とそ

の資格認定の正当性を確保するために行なった。

具体的には、基礎研修制度では、基礎ポイント直近5年の有効期限を廃止した。また、現職者共通研修では、シラバスの整備と修了時の基礎ポイント付与、「10. 事例報告」の発表機会の拡張を行った。現職者選択研修では、研修シラバスの整備を行った。現職者研修には、「生活行為向上マネジメント」の導入、「臨床実習指導者研修制度：初級」の導入なども行った。

認定作業療法士制度の改定では、試験制度の導入、更新要件の変更、資格再認定審査の導入を行った。

専門作業療法士制度の改定では、資格認定審査の導入、読替えによる専門作業療法士取得の変更、更新審査（更新要件）の導入とした。

平成28年度より、一部改定として、「生活行為向上マネジメント（MTDLP）研修制度」を生涯教育制度へ位置付けた。具体的には、現職者選択研修の中にMTDLP基礎研修を必修研修として設定した。

「生涯教育制度改定」、「認定作業療法士制度」、「専門作業療法士制度」の詳細は、ホームページにて参照いただきたい。

生涯教育制度の最新情報は、協会誌、ホームページ等で順次広報されるので、ご注意いただきたい。

■ 生涯教育制度の概要

本制度は作業療法士の継続的な自己研鑽を支援するための「生涯教育基礎研修制度」と、作業療法の臨床実践、教育、研究および管理運営に関する一定の能力を習得するための「認定作業療法士取得研修」および高度且つ専門的な作業療法実践能力を修得するための「専門作業療法士取得研修」から成る（生涯教育制度の構造図参照）。

1. 生涯教育基礎研修制度

生涯教育基礎研修は「現職者研修」と「自由選択(研修)」から成る。

- 1) 現職者研修は「現職者共通研修(10テーマ)」と「現職者選択研修」の2種である。

現職者共通研修(10テーマ)は協会員として必要な職業倫理や協会・士会活動に必要な事項を修得し臨床実践の共通的・基礎的能力の向上を目的とする。なお現職者共通研修の受講が修了した時点で基礎研修ポイント20ポイントが付与される。

現職者選択研修は、「生活行為向上マネジメント(MTDLP)」の基礎を学ぶことに加え、多様な視点を複数領域で対応可能な実践力を養うための基礎的知識を得ることを目的としている。MTDLP基礎研修を必修として受講し、加えて4領域(身体障害、精神障害、発達障害、老年期)から1領域以上を受講しなければならない。これらの必修研修は協会入

会時より5年以内にすべて修了することが望ましい。なお現職者選択研修の受講は基礎研修のポイントとして加算される。各現職者研修の受講記録が失効することはない。

2) 自由選択（研修）

協会、各都道府県士会が、主催・共催する学会や研修会だけでなく、他団体が開催し各都道府県士会が認める学会・研修会への参加や発表、そして臨床実習指導などを基礎研修のポイントとするものである（p 8、9「基礎研修ポイント表」参照）。

自由選択（研修）はおおむね5年を目安に50ポイントを取得するように自己研鑽を行う。50ポイントを取得するごとに新たな手帳交付を申請し、自己研鑽を生涯継続することを目指すものである。

有効期限内に生涯教育基礎研修修了または更新申請ができなかった場合は、50ポイントを取得した時点で、申請を行うことができる。

3) 生涯教育基礎研修修了申請および更新申請

現職者共通研修と現職者選択研修を受講し、**自由選択（研修）**50ポイントを取得した時、協会に対して生涯教育基礎研修修了申請を行う（5年を目処に行う）。申請に対し協会からは5年間の有効期限を示した生涯教育基礎研修修了証が交付される。

その後は有効期限内に50ポイント以上の基礎研修ポイント取得時に、その都度生涯教育基

礎研修更新申請を行う。

申請に対して交付される修了証は認定作業療法士取得研修の受講と認定作業療法士の申請に必須の条件である。

ただし、現職者研修が修了し、作業療法士の実務経験が5年以上経過した者は、認定作業療法士選択研修の受講が可能である。

4) 事例報告登録制度への登録

事例報告登録制度は作業療法実践の質的向上、作業療法成果の根拠資料の作成、作業療法実践の成果の内外への提示を目的として行われている。事例登録は、認定作業療法士の取得要件に含まれており、会員は本生涯教育制度の開始と同時に事例報告登録制度への登録が可能であり、現職者共通研修の事例報告に替えることができる。

事例報告登録制度については、協会ホームページ (<http://www.jaot.or.jp/>) を参照。

基礎研修ポイント表

1. 日本作業療法士協会、各都道府県作業療法士会 主催・共催の学会、研修会等

内 容	ポイント数	取得方法
学術誌「作業療法」投稿論文	1論文につき 4ポイント	学術誌を持参し、 士会で押印または シール*
事例報告登録制 度への登録	公開中の事例1登 録につき4ポイント	証明書を持参し、 士会で押印または シール*
臨床実習指導① (2～5週間程 度)	2ポイント	養成施設より シール取得
臨床実習指導② (6～8週間程 度)	4ポイント	養成施設より シール取得
士会裁量分	年間最大2ポイント	士会で押印または シール
医療福祉eチャ ンネル 視聴・受講	1番組1課題につき 1ポイント	証明書を持参し、 士会で押印または シール*

◇医療福祉eチャンネル視聴は、離島やへき地などで研修会等に参加することが困難な会員に対して学習機会の提供を目的に導入されました。医療福祉eチャンネルと契約の上、所定の課題を遂行することにより、現職者共通研修受講や基礎研修の学習として取り扱われます。

時間 学会研修会 等の役割	90分以上 ～1日	2日以上	
参 加	2ポイント	4ポイント	主催者より押印 またはシール
発表(加算) (学会のみ)	発表につき2ポイント		同上
講師(加算)	2ポイント	4ポイント	同上
事例検討会 ファシリテーター	2ポイント		同上

2. 日本作業療法士協会、各都道府県作業療法士会 主催・共催以外の学会、研修会等

時間 学会研修会 等の役割	90分以上 ～1日	2日以上	
参 加	1ポイント	2ポイント	証明する書類を 持って士会で押 印またはシール*
発表(加算) (学会のみ)	1発表につき1ポイント		同上
講師(加算)	1ポイント	2ポイント	同上

*：所属士会もしくは協会事務局にて申請。

(郵送の場合、切手を貼付した返信用封筒を同封すること。配達記録の残る特定記録郵便か簡易書留郵便等が望ましい。)

1) 学会とは

1日以上の日程で、日本作業療法学会に準じたプログラム（一般演題発表に加え、講演、セミナー、シンポジウムなど）があり、抄録集あるいは論文集が用意されていること。

2) 協会、各都道府県作業療法士会主催・共催以外の学会、研修会等とは他団体・SIG (special interest group) 等が開催し各都道府県士会が認める学会、研修会のことをいう。

他団体・SIGとは会員数が20人以上の専門職集団であり、会則に則って学術活動が継続的に行われている集団とする。

各都道府県士会はこの基準に基づいて会員の申請する他団体・SIG等への参加をポイントとするか否かを判断する。

なお、これまで士会・協会が認定した他団体およびSIGなどの情報は協会からホームページ上で広報される。さらに、この情報は協会が集約し、更新して広報される。

3) 士会裁量ポイント

年次ごとの士会裁量ポイントの付与方法を定め、該当する会員の手帳に押印又は受講シールを配布する。

士会裁量ポイントの対象となる事柄の例

- ・士会事業への協力
- ・上記1)、2)には該当しない士会後援の研修会や研究会への参加など
- ・その他

4) 発表加算（学会）は筆頭演者であること。

ポスター発表、パフォーマンスなどは筆頭者に限り発表者と同等に扱う。シンポジスト、パネリス

ト、は講師と同等に扱う。査読・座長は講師加算に該当しない。

2. 生涯教育認定作業療法士取得研修

「認定作業療法士取得研修」は教育、研究および管理運営に関する一定の能力を習得し優れた臨床実践力および作業療法技術の伝達能力を備えた「認定作業療法士」になるための研修である。

1) 「認定作業療法士」になるための要件

- ① 「認定作業療法士共通研修」である「教育」、「研究」、「管理・運営」の3講座と「認定作業療法士選択研修」のうち2講座以上を受講する。講座ごとに行う修了試験に合格することで修了とする。
- ② 協会の事例報告登録制度等を利用して、3事例を報告する。なお、事例報告についての詳細は、協会ホームページで確認すること。

2) 「認定作業療法士」申請

生涯教育基礎研修修了証の有効期間中に上記2、1) ①と②の要件を満たしたとき、協会に対して認定作業療法士申請を行う。

協会は申請要件を確認・審査し、認定作業療法士と認められた者に対して5年間の有効期限を示した認定作業療法士認定証等を交付する。

3) 「認定作業療法士」の継続と更新申請

認定作業療法士となった日から有効期限（5年）以内に下表の認定作業療法士更新要件を満たしたとき、協会に対して認定作業療法士更新申請を行う。申請に対し協会からは新たに5年間（3回目からは10年間）の有効期限を示した認定作業療法士認定証が交付される。

認定作業療法士更新要件

過去5年間に以下に記す要件項目毎に25認定OT更新ポイント(np)以上を満たし、かつ合計100np以上満たしていること。

更新要件の項目	更新要件	
(1)基礎研修ポイント	1ポイントを1npとして25np以上	各要件25np以上 合計100np以上
(2)実践報告	1回を25npとして25np以上	
(3)後輩育成経験	1回につき5npとして併せて25np以上	
(4)社会的貢献		

- (1) 基礎研修ポイントの取得（5年間に25np以上）
 (2) 実践の報告1回（編）以上（5年間に25np以上）
 実践の報告とは、作業療法の実践報告である。
 その範囲は、研究（臨床研究・基礎研究など）に限らず、作業療法に関連する教育、管理運営などを含む。
 その報告方法は①日本作業療法士協会事例報告登録②学術誌等に掲載（投稿・依頼）である。ただし報告先は、ISBN/ISSNに登録済みの書籍（雑誌を含む）でなければならない。共同執筆は2題で、1回にカウントする。

※具体的には以下の通りとする

- ア. 日本作業療法士協会事例報告登録制度への事例登録
 イ. 以下の学会誌・学術誌への掲載
 学術誌作業療法、日本作業療法学会・WFOT学会・APOTC学会・ISBN/ISSNに登録された、都道府県士会発行の学術誌、協会に登録された他団体やSIGの発行する学術誌・その他関連する書籍（ジャーナル）など
- (3) 後輩育成指導経験（臨床実習、研修会・学会等における講師等）
 (4) 作業療法啓発に関する社会的貢献（他職種、行政等からの依頼による作業療法啓発活動）
 (3) (4) 併せて5回以上（5年間に25np以上）

※具体的には以下の通りとする

- ア. 士会役員、部長、委員長、部員、委員（委嘱状が必要）
 → 委嘱状1枚につき、1回とする。
 イ. 協会役員、部長、委員長、部員、委員（委嘱状が必要）
 → 委嘱状1枚につき、1回とする。
 ウ. 協会主催研修会での講師（依頼書が必要）
 → 依頼書1枚につき、1回とする。
 エ. 士会主催研修会での講師（依頼書が必要）
 → 依頼書1枚につき、1回とする。
 オ. 士会主催現職者共通・選択研修での講師（依頼書が必要）
 → 依頼書1枚につき、1回とする。
 カ. SIG等他団体や県市町村等行政主催研修会での講師（依頼書が必要）
 → 依頼書1枚につき、1回とする。

- キ. 行政主催の会議や審査会などへの出席
介護認定審査会や障害者自立支援法関連の介護給付等に関する審査会、評議会、審議会など（委嘱状が必要）
→ 委嘱状1枚につき1回とする。
 - ク. 臨床実習指導経験（依頼書または養成校名、学生氏名、指導者氏名、実習期間、実習施設名が明記された実習指導報告書の写しが必要）
→ 2週間以上の実習指導学生1名につき1回とする。
 - ケ. 協会主催学会、研修会での座長や査読の実施（依頼書が必要）
→ 依頼書1枚につき1回とする。
 - コ. 士会主催学会、研修会での座長や査読の実施（依頼書が必要）
→ 依頼書1枚につき1回とする。
 - サ. 協会事例報告登録制度における事例審査（依頼書が必要）
→ 依頼書1枚につき1回とする。
 - シ. 士会主催現職者共通研修における症例研究のアドバイザー経験（依頼書が必要）
→ 依頼書1枚につき1回とする。
 - ス. 臨床実践報告の指導（報告書の写しが必要）
→ 報告書1枚につき1回とする。
 - セ. 養成校での特別講義、講義の実施（依頼書が必要）
→ 依頼書1枚につき1回とする。
 - ソ. ボランティア活動 作業療法士として行う、協会・都道府県士会等が主催するもの等（依頼書が必要）
→ 依頼書1枚につき1回とする。
 - タ. 作業療法を啓発できる事業への参加 公開講座等、協会・都道府県士会主催する事業等（依頼書が必要）
→ 依頼書1枚につき1回とする。
 - チ. 機関誌原稿（OT協会機関誌、関連団体でのOT啓発他）など
 - ツ. その他（証明できるOT啓発活動）
- ※協会および士会の役員、代議員については名簿等証明できるものの写しを添付することで委嘱状の代替とする（上記ア、イ）
- ※いずれも委嘱状、依頼書などその事実が確認できるものが発行される事業などに限る
- ※委嘱状、依頼書に複数回の記載があるものについては委嘱状、依頼書1枚につき1回または各年度1回とする。但し、臨床実習指導については指導学生1名につき1回とする。（上記ク）

3. 生涯教育専門作業療法士取得研修

専門作業療法士取得研修は、各専門分野で定める受講資格に基づき受講できる。自由選択研修としてポイント取得するとともに、専門作業療法士取得研修として受講記録に記載する。

■ 申請の流れ

生涯教育制度においては、会員が受講したテーマ等について確認印または受講シールの発行を受け、必要な要件を満たした時および手帳更新時に、各都道府県士会あるいは協会に申請することが必要である。以下に各手続きを示す。

1. 現職者共通研修修了確認（受講記録3、4頁）

現職者共通研修受講時にはテーマごとの確認印欄に各都道府県士会の押印を受け、10テーマが修了したとき（最後のテーマを受講したとき）には、会員が所属する士会において、現職者共通研修修了確認欄および基礎ポイント付与確認欄にも押印を受ける。同時に、基礎研修20ポイントの付与も受ける。

2. 現職者選択研修修了確認（受講記録5頁）

MTDLP基礎研修と4領域のうち1領域以上を受講する。受講後、確認印欄に各都道府県士会の押印を受ける。MTDLP基礎研修および1領域以上の受講後、現職者選択研修修了確認欄に、会員が所属する都道府県士会の押印を受ける。

3. 生涯教育基礎研修修了申請および更新申請

（受講記録6、7頁）

「現職者共通研修」と「現職者選択研修」を修了、かつ「自由選択(研修)」50ポイント以上を取得した者は、日本作業療法士協会に対して生涯教育基礎研修修了申請を行う。

方 法

生涯教育受講記録の生涯教育基礎研修修了申請書および更新申請書に必要事項を記入



生涯教育受講記録を協会事務局に郵送（書留）
封筒には「生涯教育基礎研修修了・更新申請」と朱書きし、当該年度の会員証の写しと92円切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封すること



日本作業療法士協会は修了要件を確認し、生涯教育基礎研修修了証（5年間の有効期限入り）と新生涯教育受講記録、旧生涯教育受講記録を返送する

その後は、生涯教育基礎研修修了証の有効期限内（5年間）に50ポイントの基礎研修ポイント取得を目指し、更新申請を行う。

有効期限内に生涯教育基礎研修修了・更新申請ができなかった場合は、50ポイントを取得した時点で、申請を行うことができる。

4. 認定作業療法士取得研修（受講記録 8 頁）

認定作業療法士共通研修の 3 講座および選択研修 2 講座の受講時に協会の印を受ける。

5. 「事例報告登録制度」による事例の登録 （受講記録 9 頁）

事例報告登録制度については、協会ホームページ（<http://www.jaot.or.jp/>）を参照。

6. 認定作業療法士申請（受講記録 10 頁）

- (1) 作業療法士免許証の写し
- (2) 5 年間の実務経験の証明書
- (3) 本会の当該年度会員証の写し
- (4) 生涯教育制度手帳（受講記録：修了試験合格証）
- (5) 事例報告 3 例の写し
- (6) 所属する都道府県作業療法士会における会員歴証明書

方 法

- ・生涯教育受講記録とその他の必要書類を添え、認定作業療法士認定審査申請書を日本作業療法士協会事務局に郵送（書留）
- ・封筒には「認定作業療法士申請」と朱書する

協会事務局において必要書類の確認を行い教育関連審査委員会に審査依頼

教育関連審査委員会による審査

日本作業療法士協会理事会での承認

- ・協会から、認定作業療法士認定証（5年間の有効期限）等と新・旧生涯教育受講記録が返送される

7. 認定作業療法士更新申請（受講記録 14 頁）

「認定作業療法士」の更新要件を満たしたとき協会に対して認定作業療法士更新申請を行う。

(1)基礎研修ポイントの取得（基礎研修受講記録）

(2)実践の報告（受講記録 11 頁）

申請時には原本のコピーを添付する。

(3)後輩育成経験・社会的貢献（受講記録 12 - 13 頁）

公文書の写しまたは参画を証明するものを添付する。

※(1)~(3)の更新要件の詳細は、本手帳 12 頁を参照する。

(4)本会の当該年度会員証の写し

(5)所属する士会における会員歴証明書

なお、認定作業療法士更新申請は認定証に示された有効期限内（5年間）に行わなければならない。有効期限内（5年間）に更新できなかった場合は、更新要件を満たして更新申請が行なわれるまでの間、認定作業療法士の認定は停止される。ただし、停止期間が2年を越えた場合には、再度認定作業療法士の要件を満たした後に申請を行う。または資格再認定審査試験に合格しなくてはならない。ただし、特別な事情があったと認められる場合はこの限りではない。期間延長の手続きについては 19 頁を参照。

更新申請の方法については認定作業療法士認定審査申請と同様である。

8. 専門作業療法士認定申請

手続きの詳細、申請書式等の詳細および専門分野毎に決められる要件は協会ホームページを参照。

9. 基礎研修等の期間延長の手続きについて

期間延長の手続きについては以下の通りである。

- (1)期間延長の理由：①留学②海外勤務③出産休暇
④育児休暇⑤介護休暇⑥長期病気療養⑦その他
 - (2)申請の時期：延長理由が発生した後、有効期限が終了する時点で申請する
 - (3)申請の書類：産休・育休等の長期休暇の開始日から終了期間を証明する書類（職場の施設長が証明するもの、施設に所属しないものは出産を証明するものの写し等）
 - (4)延長の期間：出産1回につき2年以内、その他必要に応じて
- 結果は、教育部生涯教育委員会で審査し、本人に通知する

申請日 年 月 日

一般社団法人日本作業療法士協会

会長（代表理事） ○○ ○○ 殿

会員番号：

氏 名： 印

生涯教育制度の期間延長のお願い

私は、下記の通り、生涯教育制度の有効期間の延長を申請します。

記

期間延長の理由：

現在の有効期間： 年 月 1日から 年 月 末日

延長申請の期間： 年

希望休止期間： 年 月 1日から 年 月 末日

添 付 書 類：

- ①証明書（産休、留学、海外勤務等を証明するもの）
- ②生涯教育手帳 受講記録
- ③返信用封筒（切手貼付済み）

■ 日本作業療法士協会の役割

◇新入会員関係◇

1. 手帳の配布

新規入会者に、案内文とともに手帳を送付する。

◇申請手続き関係◇

2. 生涯教育基礎研修修了申請受付と手続き

－会員からの申請を受理し－

- 1) 現職者共通研修の10テーマの修了および現職者共通研修修了確認印を確認。
- 2) 現職者選択研修の研修修了確認印を確認。
- 3) 基礎研修受講記録の50ポイントの確認。

－以上3点の修了要件を確認後－

- 4) 生涯教育研修システムに生涯教育基礎研修修了年月日を登録。

－生涯教育基礎研修修了証に－

- 5) 会員番号、認定日（申請をした月の1日）および有効期限（認定日から起算して満5年となる日）を記載し、会長印を押印。

申請要件が満たされない場合は、上記1)～3)の欠落している要件を付し返送する。

<基礎研修 例>

申請書の返却について

会員番号

氏名

様

(一社) 日本作業療法士協会

教育部長

印

先に申請いただきました、基礎研修修了申請について以下の要件が満たされないため受理できませんでした。申請の要件をご確認の上、再度申請いただきますよう、ご連絡申し上げます。

- ①現職者共通研修の 10 テーマの修了
- ②現職者選択研修の研修修了
- ③基礎研修受講記録の 50 ポイント

3. 生涯教育基礎研修更新申請受付と手続き

－会員からの申請を受理し－

1) 生涯教育基礎研修修了証の記載（有効期限）を確認。

2) 基礎研修受講記録の 50 ポイントの確認。

－上記の条件を確認し－

3) 生涯教育研修システムに生涯教育基礎研修更新年月日を登録。

－生涯教育基礎研修修了証に－

4) 会員番号、認定日（申請をした月の1日）および有効期限（認定日から起算して満5年となる日）を記載し、会長印を押印。

5) 認定作業療法士取得共通研修および選択研修の受講記録を新しい受講記録に転記。

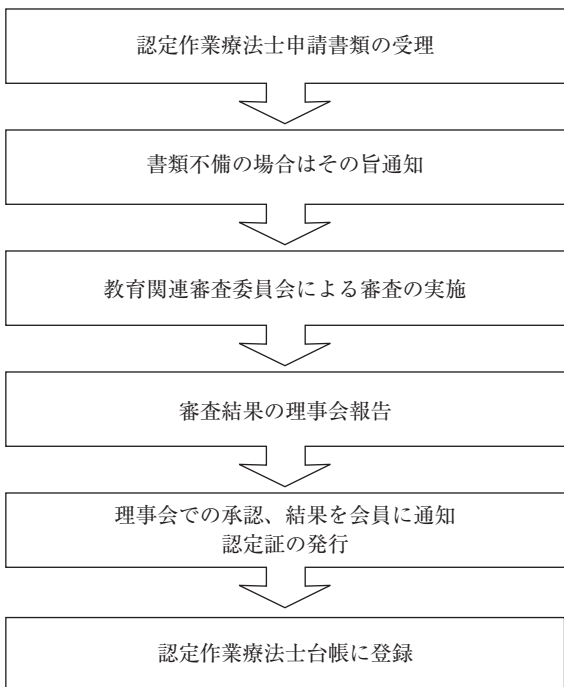
6) 新・旧受講記録を会員に送付する。

申請要件が満たされない場合は、上記1) 2) の欠落している要件を付し返送する。

4. 認定作業療法士申請の手続き

手続きおよび様式の詳細については別に定める認定作業療法士制度の規程による。

手続きの流れは以下の通り。



5. 認定作業療法士更新申請の受付と手続き

手続きおよび様式の詳細については別に定める認定作業療法士制度の規程による。

手続きの流れは、上図の通り。

◇受講シール関係◇

6. 受講シールの送付

- 1) 都道府県士会が求める、年間必要予定分の士会
用受講シールの郵送

郵送申請書には都道府県士会長印が必要。

- 2) 日本作業療法学会の主催者からの依頼に対して
協会受講シールの郵送（参加者および講師分）
学会主催者は協会受講シールを管理し、余剰
シールは協会に返却することとする。

協会は、送付された受講者名簿を管理する。

（原則としてエクセル形式で作成した一覧表を
CD等で送付してもらう。メール添付ファイル
も可能。）

- 3) 各養成施設が求める臨床実習指導に対する受講
シールの郵送（臨床実習指導者数）

*臨床実習指導者への受講シールの配布は各養
成施設が行う。

<例> 受講シール申込書

(一社)日本作業療法士協会

会長 (代表理事)

殿

〇〇作業療法士会

会長

公印

受講シールを送付いただきたく申し込み
ます。

必要枚数

送付先

<例> 受講シール返却書

(一社)日本作業療法士協会
会長 (代表理事)

殿

〇〇作業療法士会
会長 公印

送付いただいた受講シールについて、別紙参加者名簿を添えて、余剰枚数を返却いたします。

送付依頼枚数		枚
使用枚数参加者分	名×	P
使用枚数講師分	名×	P
余剰枚数		枚

◇学会・研修会関係◇

7. 認定作業療法士取得研修の運営

教育部および生涯教育委員会と連携し、認定作業療法士取得研修（共通研修・選択研修）の運営を行う。参加者の生涯教育手帳の該当する研修欄に日付を記入し、押印を行なう。なお、参加者の名簿は7年間保存する。

8. 他団体研修会関係

他学会等ポイント記録業務

他団体が開催する学会および研修会、SIG等の参加証明書等を確認し、各会員の手帳の基礎研修欄にポイント換算し確認印または受講シールを貼付する。

受付方法は、郵送および研修会等開催時に実施する。

9. 協会が認定した他団体およびSIGなどの情報の広報

協会が認定した他団体およびSIGなどの情報を随時広報する。

◇手帳の再交付関係◇

10. 手帳の再交付要領

手帳の再交付申請がなされた場合には、紛失した手帳送付時の内容（協会に登録されている直近の情報）で再発行をする。手帳代および通信費は会員の実費負担とする。

手帳再交付申請書

(一社)日本作業療法士協会
会長（代表理事） 殿

私は、協会より交付していただいた生涯教育手帳を紛失いたしましたので再交付をお願いいたします。

.....

会員番号
氏名 印

手帳紛失に伴う受講証明書交付依頼書

(一社)日本作業療法士協会

(作業療法士会)

会長 (代表理事)

殿

私は手帳を紛失したため、下記の研修等の受講を証明する書類の再交付をお願いいたします。

受講証明書 (再交付)

会員番号

氏名

印

受講年月日	学会・研修会名	受講証明印

11. 手帳紛失時受講証明書交付依頼への対応

受講内容を確認し、受講証明欄に押印後本人に返送する。

各都道府県士会についても過去7年間の受講者一覧を参考にして同様の証明書を交付する。

SIG、その他の団体については、それぞれの団体の判断による。

■ 都道府県作業療法士会の役割

◇制度の説明および広報◇

1. 現職者共通研修および現職者選択研修

生涯教育制度における都道府県士会の役割、士会における現職者共通研修等の実施方法、ブロック単位での現職者選択研修の実施状況等について新入会員に説明等を行う。

2. 基礎研修対象研修会の企画・広報

士会会員が、地理的・時間的な制約を受けずに、より多くの研修に参加することができるよう基礎研修対象研修会を企画広報する。

3. 士会裁量ポイントの管理

年次ごとの士会裁量ポイントの付与方法を定め、該当する会員の手帳に押印または受講シールを配布する。

◇学会・研修会関係◇

4. 現職者共通研修の企画運営

協会が提示した運営方法に則り、現職者共通研修10テーマを企画運営する。

受講者が持参した手帳の該当テーマ欄に確認印を押す（注意：受講シールは使用できない）。

受講者の名簿を管理する。（受講者が現職者共通研修および現職者選択研修を修了し、さらに基礎研修を修了するまでは、受講状況の管理が必要となる。）

5. 現職者選択研修の企画運営

協会が提示する現職者選択研修の企画運営方法に則り、研修会を企画運営する。

受講者が持参した手帳の該当テーマに確認印を押す（注意：受講シールは使用できない）。

受講者の名簿を管理する（受講者が現職者共通研修および現職者選択研修を終え、さらに基礎研修を修了するまでは、受講状況の管理が必要となる）。

6. 基礎研修対象研修会・学会の企画運営

受講者が持参した手帳の該当欄に確認印を押印、または受講シールを付与。

受講者の名簿を管理する（手帳を紛失した者への再交付に備え、7年間は参加者の名簿を管理する。士会が管理できないものについては個人の責任とする）。

7. 他団体主催の学会や研修会等

受講証明証等の参加を証明する書類を確認し、受講者が持参した手帳の基礎研修受講記録に確認印を押す、または受講シールを付与。

◇受講シール関係◇

8. 受講シールの請求と管理

受講シール申込書を用いて士会長が請求する。期間・枚数は余裕を持って請求すること。

送付された受講シールの管理は、都道府県士会が責任を持って行う。

なお、管理の方法は士会運営方針に添って行うこと

になるが、計画的に使用するために、押印を利用する研修会と受講シールを利用する研修会を区別することや、参加者名簿とあわせて管理することが望ましい。

注意：

- 1) 押印は、都道府県士会の固有の印とし、個人名の印は認めない。
- 2) 士会の便宜のため、基礎研修確認欄へ押印の代わりとなる受講シールを配布する。
- 3) 各都道府県士会に送付された受講シールは、各都道府県単位で配布対象研修と枚数（参加者数）を管理すること。
- 4) 現職者共通研修、現職者選択研修での受講シールの利用は認めない。
現職者共通研修および現職者選択研修に手帳を持参しなかった会員には、領収証の保存を求める等の方法により、別の機会に押印できるようにすること。
- 5) 臨床実習指導については、養成施設から受講シールが該当者に直接配付されるため、押印してはならない。

押印と受講シールの使い方（○は可能、×は不可）

	押印	受講シール
現職者共通研修	○	×
現職者選択研修	○	×
基礎研修	○	○

9. 手帳紛失時受講証明書交付依頼への対応

協会の役割 12. 手帳紛失時受講証明書交付依頼と同様に士会に申請された場合には、受講内容を確認し、受講証明欄に押印後本人に返送する。

各都道府県士会についても過去7年間の受講者一覧を参考にして同様の証明証を交付する。

一般社団法人 日本作業療法士協会
倫 理 綱 領

昭和 61 年 6 月 12 日
(第 21 回総会時承認)

1. 作業療法士は、人々の健康を守るため、知識と良心を捧げる。
2. 作業療法士は、知識と技術に関して、つねに最高の水準を保つ。
3. 作業療法士は、個人の人権を尊重し、思想、信条、社会的地位等によって個人を差別することをしない。
4. 作業療法士は、職務上知り得た個人の秘密を守る。
5. 作業療法士は、必要な報告と記録の義務を守る。
6. 作業療法士は、他の職種の人々を尊敬し、協力しあう。
7. 作業療法士は、先人の功績を尊び、よき伝統を守る。
8. 作業療法士は、後輩の育成と教育水準の高揚に努める。
9. 作業療法士は、学術的研鑽および人格の陶冶をめざして相互に律しあう。
10. 作業療法士は、公共の福祉に寄与する。
11. 作業療法士は、不当な報酬を求めない。
12. 作業療法士は、法と人道にそむく行為をしない。